

鹿児島県警察津波警報等伝達要領の制定について（概要）

（平成25年11月21日 鹿備第178号）

本通達は、鹿児島県内に津波警報等が発表された場合に、沿岸線を管轄する警察署に通報を行い、津波による被害の防止と軽減を図ることを目的に伝達要領等について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 鹿児島地方気象台からの受信要領
- 警察本部から各警察署への伝達要領
- 津波注意・警報・特別警報内容文

等である。